

# 「防災アシスト情報」 防火設備の点検

## 1. はじめに

平成 25 年 10 月に発生した福岡市の診療所火災では、火災時には自動で閉鎖するはずの防火扉が正常に作動しなかったため 10 名の方が亡くなりました。今回の防災アシスト情報では、平成 28 年 6 月 1 日に施行された「建築基準法」と「官公庁施設の建設等に関する法律」の改正において防火設備の点検強化についての内容が含まれておりますので、紹介いたします。

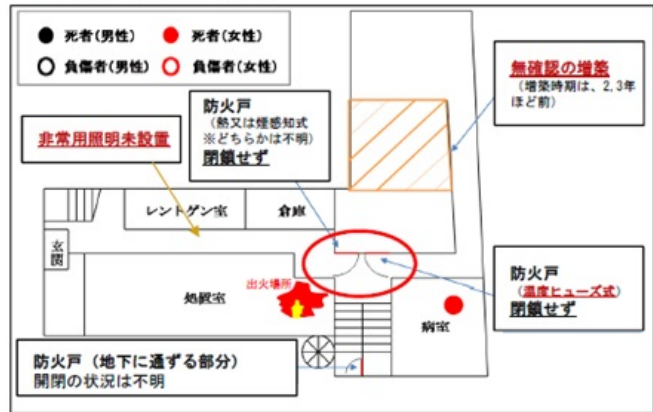
## 2. 福岡市の診療所火災等の概要

火災のあった建築物は、昭和 44 年に新築され、その後増築されています。昭和 48 年の最初の増築時には、建築確認が行われていますが、その後の増築は無届けとなっています。

建物の概要は、以下の通りです。

- ・複合用途(診療所併用住宅)
- 鉄筋コンクリート造地上 4 階建て  
(一部鉄骨造)
- 延べ面積 約 720 m<sup>2</sup>程度
- 1, 2 階は診療所、3 階は住宅、4 階は  
実態として寮として使用されています。

○1階平面図(診療所)

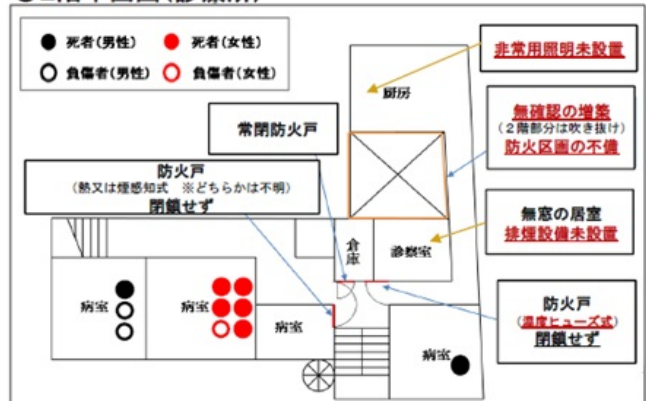


火災の概要は、以下の通りです。

- ・発生日時 平成 25 年 10 月 11 日  
覚知 2 時 22 分
- ・被害者 死者 10 人、負傷者 5 人

1 階処置室で出火し、上階へ通じる空間を介して 4 階まで延焼しています。防火扉(防火戸)が閉鎖していれば、ここまで被害は拡大しなかったと思われます。

○2階平面図(診療所)



### 3. 改正の概要

改正点としては、防火扉等の防火設備に関する点検を建築物の点検から独立させ、点検を専門的知識及び能力を有する者に行わせるようにしたものです。

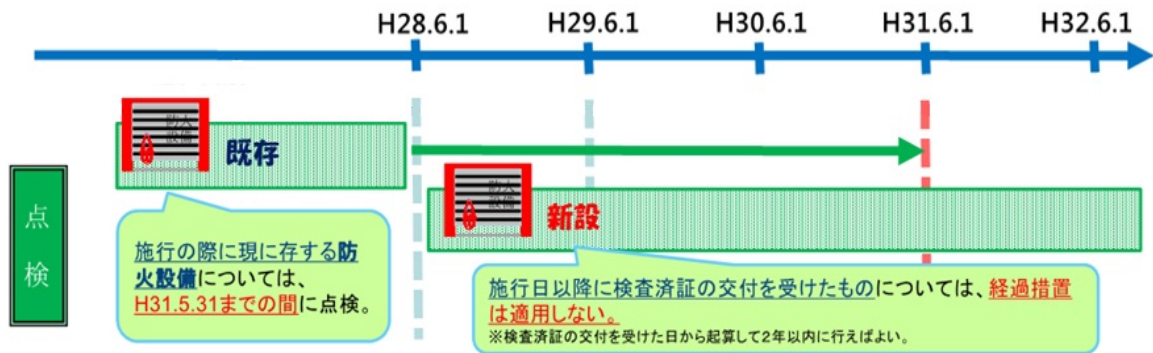
従来の防火設備は、火災の熱によりヒューズが溶けて扉を閉鎖するといった機械的で単純なものが多かったため、設置の有無、劣化の状況等について目視を主とした点検を行うことで問題ありませんでした。

ところが、近年は火災感知やシステム制御など、機構が高度化・複雑化してきており、火災時に確実に作動させるためには、詳細な点検が必要となってきたためです。

今回の改正で点検強化対象となった防火設備は、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備となります。防火扉のうち、常時開いていて、感知器の信号により閉鎖する「随閉の防火扉」が対象となりますが、普段閉まっている「常閉の防火扉」は、他の建具と変わるものではないので、今回の点検強化対象設備とはなっておりません。「常閉の防火扉」については従来通り、「建築物の点検」として点検を実施していただきますようお願いいたします。

項目	建築基準法	官公庁施設の建設等に関する法律
①点検対象施設	5階以上かつ1,000㎡超の事務所、100㎡超の特殊建築物(変更無し)。	2階以上又は200㎡超の事務所(建築基準法の適用対象施設は建築基準法による)(変更無し)
	建基法12条2項・4項,6条1項1号,建基令16条2項	官公法12条1項・2項,官公令
②点検強化対象設備	火災感知やシステム制御など、火災時に自動で作動する防火設備(防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等)の点検について、点検項目を細分化。	
	告示723号(制定H28.5.2)	告示1351号(改正H28.5.31)
③点検周期	当該設備の点検周期を3年から1年に変更。経過措置あり。	
	建基則6条の2,同附則2条5項	官公法第12条2項,官公則第2条,告示1351号(改正H28.5.31)
④資格者	当該設備の点検は防火設備検査資格者(新資格)が実施。当該設備にかかる点検の実務経験が2年以上ある国の職員は、防火設備検査資格者となり得る。	
	建基法12条4項,建基則6条の6,告示483号(制定H28.3.9),H28.3.10事務連絡,H28.6.1事務連絡	官公法12条2項

点検周期については、これまで建築物点検の中で行われていたため、3年でしたが、点検強化対象となった防火設備の点検は「防火設備検査員」(新資格)による1年に1回の点検が必要になりました。ただ、既存の設備は、これまで3年以内ごとに点検していた事情もあるので、経過措置として、平成31年の6月1日までに、次の点検を行えば良いことになっています。



### 点検時期の経過処置

点検の対象施設については従来通りで、変更はありません。

防火設備の点検は、延焼防止する防火区画の形成及び火災発生時の安全な避難経路の確保を行う設備が、正常に機能するかどうかの点検です。消防法による自動火災報知設備等の消防設備点検とは範囲が異なります。

火災による被害を防ぎ建物を安全に使用するには、建築基準法等による「防火設備」の点検、消防法による「消防設備」の点検、いずれも実施が必要です。

## 4. 終わりに

防火設備は、火災時に正常に機能しなければ、設置してあっても役にたちません。写真のように防火扉の作動する部分に、家具、備品等を置くと閉鎖に支障をきたし、大きな被害になる恐れがありますので絶対にしないでください。



火災発生時に延焼拡大を防止し安全な避難経路を確保出来る状態にしておくことが重要です。資格者による点検と共に、施設管理者も一時的に荷物等が置かれることにより閉まらない状態になっていないか日頃の状況にも注意が必要です。

<b>営繕とうほく編集室</b>	<b>ホームページアドレス</b>
〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎日棟 東北地方整備局 営繕部 計画課内 TEL 022-225-2171(代表) E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp	■東北地方整備局 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/">http://www.thr.mlit.go.jp/</a> ■盛岡営繕事務所 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/moriei">http://www.thr.mlit.go.jp/moriei</a>
「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます	